

## 令和4年度事業計画決定の件

令和4年度事業計画（案）を次のとおり策定したので、承認を求める。

### 令和4年度事業計画（案）

司法書士制度150周年を記念して、連合会では本年8月3日司法書士の日に周年事業として、記念式典及び基調講演等を開催し、8月7日には全国司法書士会で相続等に関する全国一斉相談会の開催を、また中部ブロックとしても150周年のイベントを開催する予定になっている。

そこで、三重県司法書士会（以下、「本会」という。）においても、本年2月に開催した相談会と同程度以上の規模での相談会を開催し、そのための広報についても、市民に対して「司法書士＝相続登記の専門家」であることを効果的に周知していくことを予定している。

次に所有者不明土地関連法（民法・不動産登記法の一部改正等）について、

① 財産管理制度・共有制度・相隣関係規定・相続制度の見直し

令和5年4月1日施行

② 相続土地の国庫帰属制度の創設

令和5年4月27日施行

③ 相続登記の申請義務化

令和6年4月1日施行

④ 住所等の変更登記の申請義務化

公布後5年を超えない範囲内で政令で定める日

以上、新制度の開始に向けて、制度研究を更に進めていくことはもとより、会員への情報提供、研修会の充実、市民への周知活動、並びに全国統一フリーダイヤル及び相続登記相談センターWebサイトを活用した相談事業、またその相談体制の在り方を見直すとともに、市民からの相談に対し、より効率的に対応できる仕組みを構築する。

空き家・所有者不明土地問題に対して、「空き家ネットワークみえ」との連携を図り、「司法書士＝相続登記の専門家」のイメージを市民に浸透させ、司法書士の紹介経路となる相談会等へ積極的に参加する事業展開を引き続き行う。また自治体向け財産管理人制度や農業支援促進のため一般社団法人全国農業会議所からの情報提供及び中立委員への就任並びに農業経営相談所への相談員派遣等の事業を促進する。

本年度もリーガルサポート三重支部と共催による研修会の開催、また150周年事業における連携とともに成年後見制度の利用促進基本計画の地域における活動、法定後見事務や報酬の在り方の見直し等に関する連携、任意後見制度・成年後見制度の推進のための相互協力を行う。

本会で行う会議、研修等については、今後、コロナ感染が終息した場合であっても、Web等を利用した方法が主流となることを想定し、特に将来に向けて総会の在り方については、ハイブリット出席型等を検討し、早期の実現を目指したい。

本年6月、連合会総会で司法書士倫理の改正案が上程される予定であり、承認可決を見越して、早い段階での会員への周知及び説明会等の開催を予定している。

長期相続登記未了土地解消プランについては、昨年度より件数が減少する旨情報は得ているが、本年度も法務局が行う一般競争入札に受託団が参加する予定である。

最後に、築後34年を向かえる会館の老朽化のため電気設備等については現在使用している設備は30年以上前のものであるため既に生産中止、そして外壁のひび割れ、タイルの浮き、室内の壁や天井の亀裂など、震度7以上の地震に際しては耐震の備えはできていないのが現状である。会館への対応は喫緊の課題であり、将来を見据え大修繕又は建て替え等を含む検討を開始し、予算については計画的（例えば5か年計画等）に準備する必要がある。

#### **重点事業**

1. 民法・不動産登記法改正（相続登記義務化など）への対応
2. 空き家・所有者不明土地問題への対応
3. 長期相続登記未了問題への対応
4. 司法書士制度150周年記念事業に向けた対応
5. 防災への対応

各部・各委員会の事業計画は以下のとおりである。